

## 請負代金内訳書の提出について（試行）

平成31年4月1日  
猪苗代町企画財務課

公共工事においては、社会保険等への加入を一層推進していくために必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であるため、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）に法定福利費を内訳として明示することが標準化されております。

猪苗代町では、平成31年4月1日以降発注する一定金額以上の工事等について、猪苗代町工事請負契約約款第3条に基づき、下記により受注者に内訳書の提出が必要になります。

### 記

- 1 内訳書の提出が必要な工事等  
請負代金5,000万円以上の工事又は製造の請負
- 2 標準様式  
別紙1のとおり。  
内訳書は各工種、種別及び細別に対応する金額を表示したもので、施工計画に合致したものとします。（法定福利費（下請分も含む）を明示）